

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国際捜査共助法の一部改正

一 題名

法律の題名を国際捜査共助法から「国際捜査共助等に関する法律」に改めること。

二 国際捜査共助の手續及び要件の特例等に関する規定の整備

1 条約に別段の定めがある場合には、第二条第二号又は第四号に該当する場合であっても、共助をすることができるものとする。 (第二条第二号及び第三号関係)

2 条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行うものとする。 (第三条第一項関係)

3 2により法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができるものとする。 (第三条第二項関係)

4 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共助要請書又は外務大臣の作成した共助の要請があったことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。 (第四条関係)

(一) 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が条約に適合しないと認めるとき。

(二) 要請が条約に基づかないで行われたものである場合において、日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

5 法務大臣は、第五条第一項に規定する措置その他の共助に関する措置を採るため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができるものとする。 (第五条第三項関係)

6 令状又は証人尋問の請求は、証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面を提出して、しなければならぬものを、条約に別段の定めがある場合には、この限りでないものとする。 (第十一条関係)

7 法務大臣は、要請が4一に該当するものと認めて共助をしないこととするときは、外務大臣と協議するものとする。 (第十六条第一項関係)

8 国家公安委員会は、第十八条第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に關係人の所在その他必要な事項について調査させることができるものとする。 (第十八条第三項関係)

三 業務書類等に関する証明書に関する規定の整備

1 検察官又は司法警察員は、第八条第一項又は第二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。）である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての

証明書の提出を求めることができるものとする。 (第八条第三項関係)

2 1による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、その者の当該行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、これを適用しないものとする。 (第九条関係)

3 検察官は、1による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだときには、裁判官に証人尋問を請求することが出来るものとする。 (第十条第二号関係)

四 国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する規定の整備

1 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号(条約に別段の定めがある場合を除く)又は次の各号(二二により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第二号(条約に別段の定めがある場合を除く)、
(一)又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。 (第十九条第一項関係)

(一) 国内受刑者の書面による同意がないとき。

(二) 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

(三) 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が三十日を超えるとき。

(四) 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。

2 法務大臣は、1の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ずるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならないものとする。 (第十九条第三項関係)

3 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間(身体の拘束を受けていなかった期間を除く。)は、刑の執行を受けた期間とみなすものとする。 (第二十一条関係)

五 外国受刑者の拘禁に関する規定の整備

1 検察官は、外国受刑者であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならないものとする。 (第二十三条第一項関係)

2 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から三十日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならないものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りでないものとする。 (第二十四条第一項関係)

3 検察官は、病氣その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができるものとし、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができるものとする。 (第二十五条第一項及び二項関係)

4 1により拘禁された外国受刑者については、裁判の執行により拘禁された未決の者とみなして、刑法第九十七條若しくは第九十八條又は第九十二條（第九十七條又は第九十八條の未遂罪に係る部分に限る。）の規定を適用するものとする。（第二十六條關係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一 条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理を行うものとする。（第六十一條第一項關係）

二 一により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができるものとする。（第六十一條第二項關係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとし、ただし、第一の四及び五は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。（附則第一條關係）

二 その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三條ないし第五條關係）